１．選定の理由

（１）　新市の事務所の位置は、八代地域の人口重心、市町村役場の重心、住民の生活圏及び商業圏、さらには近隣の市町村役場及び国や県の官公署等との位置関係を重視した。

　また、合併まで１年余りの期間では、具体的な候補地の決定、用地の確保、建設までは事実上不可能である。

　したがって、合併時から当分の間は、現八代市役所を事務所の位置とすることが適当と判断した。

（２）　庁舎の方式は、行財政改革と行政の効率性の観点から、現八代市役所を本庁とし５町村の役場を支所とする方式が適当と判断した。

　また、支所の機能については、本庁方式という原則を基本に、現行の住民サービスの維持は勿論、現在、市町村合併関連３法案の中で提案されている地域自治に関する制度を参考にしながら、今後の組織機構を検討するものとした。

（３）　新庁舎の建設については、現八代市役所庁舎の耐震性、耐用年数、執務スペース及び駐車スペース等の観点から近い将来建て替えが必要と判断されるため、新市において検討するものとした。

　なお、その建設候補地については、現時点での特定が困難であるため、８市町村で構成の「新市の事務所の位置候補地選定小委員会」における資料や意見に基づいた選定に当たっての指針を示し、新市において検討するものとした。

２．調整の具体的内容

○　新市事務所は、現有庁舎を最大限活用することとし、本庁並びに支所を設置することとする。（本庁及び支所の具体的な機能及び組織・機構の内容については、総務部会で検討する）

○　本庁舎並びに支所については、行政組織機構の視点から庁舎整備を行なうとともに、不足するスペースについては一部整備を行なうものとする。

○　新市における行政組織・機構の整備方針の中で、本庁・支所ともに地域振興を目指した住民サービスに直結する部署を全ての庁舎に置き、住民が最も利用する組織・機構の整備を図る。

○　合併に伴い支所となる旧役場庁舎等については、住民窓口サービスの低下を招かないよう充分配慮し、電算処理システムのネットワーク化等により、必要な機能の整備を図る。